

令和7年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の公表

沖縄市情報公開条例第16条（運用状況の公表）及び沖縄市個人情報保護法施行条例第10条（実施状況の公表）に基づき、令和7年度の公文書の公開請求、保有個人情報の開示等請求及びその結果等を公表します。

1. 公文書公開請求件数及び処理状況（令和8年5月末時点）

（単位:件）

実施機関	公開 請求件数	請求者の内訳			処理状況								公開の実施		審査請求 件数
		市内	県内 (市外)	県外	全部 公開	該当公文書 の件数	一部 公開	該当公文書 の件数	非公開	該当公文書 の件数	取下げ	審査中	閲覧	写しの交付	
市長	103	43	37	23	53	528	43	1862	2	138	5	0	3	95	1
議会	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0
上下水道事業管理者	9	6	2	1	7	16	1	0	1	0	0	0	0	8	0
消防長	8	5	1	2	5	7	2	2	1	0	0	0	1	7	0
教育委員会	16	5	8	3	7	773	6	156	0	0	3	0	0	13	3
選挙管理委員会	2	2	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	2	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	139	62	48	29	73	1326	54	2022	4	138	8	0	4	126	4

1-（1）. 上位請求先（市長部局・教育委員会のみ）

市長部局	1位	建設部 都市計画担当	17件 (16.2%)
	2位	市民部 環境課	12件 (11.4%)
	3位	経済文化部 文化芸能課	8件 (7.6%)

教育委員会	1位	指導部 指導課	7件 (43.8%)
	2位	教育部 生涯学習課	3件 (18.8%)
	3位	指導部 施設課	2件 (12.5%)
		教育部 文化財課	2件 (12.5%)
		指導部 教育支援センター	2件 (12.5%)

1-（2）. 権利の濫用規定の適用状況

適用なし

2. 保有個人情報開示請求件数及び処理状況（令和8年5月末時点）

（単位:件）

実施機関	開示 請求件数	請求者の内訳			処理状況								開示の実施		審査請求 件数
		市内	県内 (市外)	県外	全部 開示	該当公文書 の件数	一部 開示	該当公文書 の件数	不開示	該当公文書 の件数	取下げ	審査中	閲覧	写しの交付	
市長	22	19	2	1	11	48	10	59	1	52	0	0	0	20	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	3	3	0	0	0	0	3	11	0	0	0	0	0	3	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0	1	81	0	0	0	0	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	26	23	2	1	11	48	14	151	1	52	0	0	0	24	0

2-（1）. 上位請求先（市長部局のみ）

市長部局	1位	健康福祉部 介護保険課	9件 (40.9%)
	2位	市民部 市民課	5件 (22.7%)
	3位	こどものまち推進部 こども相談・健康課	3件 (13.6%)

2-（2）. 権利の濫用規定の適用状況

適用なし

3. 保有個人情報の訂正・利用停止・消去・提供停止の請求件数及び処理状況（令和8年5月末時点）

保有個人情報の訂正の請求、利用停止の請求、消去の請求、提供停止の請求は、全実施機関においてございませんでした。

4. 審査請求の処理状況（令和8年5月末時点）

（単位:件）

審査請求の種別	年度	審査 請求	審査庁による処理状況					審査会における処理状況						
			審査請求 取下げ	却下	全部 容認	審査中	審査会へ 諮問	諮問 取下げ	答申済	答申結果（内訳）			審議中	審議待ち
										妥当 (棄却)	一部妥当 (一部容認)	違法又は 不当(全部容認)		
公文書公開決定等 に対する審査請求	R03年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R04年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R05年度	4	1	1	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0
	R06年度	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R07年度	4	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0
保有個人情報の開 示等請求に対する 審査請求（※R4年 度以前は自己情報 開示等請求に対す る審査請求）	R03年度	4	0	1	0	0	3	0	3	3	0	0	0	0
	R04年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R05年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R06年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R07年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）「却下」とは、審査請求自体が不適法として却下したものです。
「妥当（棄却）」とは、審査請求のあった処分は妥当であり、審査請求を棄却したものです。
「一部妥当（一部容認）」とは、審査請求のあった処分の一部が、違法又は不当であり、審査請求の一部を認めたものです。
「違法又は不当（全部容認）」とは、審査請求のあった処分の全部が、違法又は不当であり、審査請求の全部を認めたものです。